

生活困窮者自立支援制度のご案内

生活困窮者自立支援制度のご案内

市では、生活困窮者自立支援制度に基づき、生活のさまざまなことでお困りの方を対象に自立に向けた支援を行なっています。

●生活困窮者自立支援制度について

【自立相談支援事業】

失業などによる経済的な困窮、単身世帯の増加などによる社会的孤立、傷病による医療費負担の増加など、誰もが生活困窮状態に陥る可能性があります。

そのようなとき、社会福祉などの専門的な知識を有した支援員が相談に応じ、支援計画を策定することで、相談者にあった自立に向けた支援を行います。

【住居確保給付金】

離職、廃業から2年以内又は休業等により収入が減少して離職等と同程度の状況にある方に対して、家賃相当分（上限額あり）を有期で支給する制度です。申請にあたっては、求職活動を行うなどの要件があります。

●ごなたでも相談できます

就職活動に関することや、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った、家計のやりくりがうまくで

きない、家族がひきこもりで将来に不安があるなど、経済的な問題や家庭の問題などの相談に幅広く応じます。

●相談窓口

北斗市生活相談支援センター（北斗市社会福祉協議会内）
☎0138-74-2500

（受付時間／平日午前8時30分から午後5時）

生活にお困りの方へ

生活保護制度

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮程度に応じて、必要な保護を行う制度です。

生活保護を必要とする可能性はごなたにもあるものですので、お困りの場合はためらわずにご相談ください。

問 市役所社会福祉課保護係

〔内線172・176〕



サークル・催し 伝言板

■初心者テニス教室の開催!

一緒に「コーディネーション・テニス」を体験しませんか? 「テニス・フィットネス」など、遊び感覚で楽しめるメニューも用意しています。

①一日体験テニス教室

●活動日時／5月29日(日)

※雨天予備日／6月5日(日)

午前9時～正午／受付含む

●会場／運動公園テニスコートC面

●対象／市内在住・在勤の方（定員10名）

●受講料／無料（ラケット無料貸出）

②初心者テニス教室

●活動日時／6月19日(日)／毎週日曜日（雨天・大会開催時は中止）

午後2時～午後3時

●会場／運動公園テニスコートC面

●対象／協会会員対象（市内在住・在勤の方）定員10名

●会費／入会金1000円＋年会費2000円

*共通／けが、事故等については当協会が責任を負いませんので、各自で保険等に加入してください。

▽申込期限／①は5月28日(土)まで、②は随時受付可

問 北斗市テニス協会 瀬川

090-5598-8874

市営住宅随時募集

●申込先/市役所都市住宅課(2階) ※郵送不可 ●申込みの詳細についてはお問合せください。

問 市役所都市住宅課建築住宅係〔内線252～254〕

| No. | 団地名 | 建築年など | 住戸番号 | 公募する住戸 | 家賃(最低～最高) | No. | 団地名 | 建築年など | 住戸番号 | 公募する住戸 | 家賃(最低～最高) |
|-----|-------|----------------------|-------|------------------|----------------------|-----|-----|----------------------|-------|------------------|---------------------|
| 1 | 富川 | 昭和53年 4階建 エレベーター無 | 3-401 | 4階 3DK 60.3㎡ | 12,500円～ 35,100円 | 5 | 千代田 | 昭和62年 2階建 エレベーター無 | 2-5 | 2階 3LDK 63.1㎡ | 14,400円～ 41,000円 |
| 2 | 当別 | 昭和54年 1階建 エレベーター無 | 1-4 | 1階 3DK 59.0㎡ | 9,300円～ 19,300円 | 6 | 東前 | 平成15年 2階建 エレベーター無 | 1-105 | 1階 3LDK 78.1㎡ | 23,600円～ 84,200円 |
| 3 | 茂辺地中央 | 令和3年 3階建 エレベーター有 | 1-104 | 1階 2LDK 62.3㎡ | 18,700円～ 145,700円 | 7 | 東前 | 平成15年 2階建 エレベーター無 | 1-206 | 2階 3LDK 78.1㎡ | 23,600円～ 84,200円 |
| 4 | 市渡中央 | 平成2年 2階建 エレベーター無 | 4-104 | 1階 3LDK 74.4㎡ | 18,700円～ 44,200円 | | | | | | |

(1)No.4～7の住戸は、令和4年5月16日(月)から受付を開始いたします。
(2)No.1～4の住戸は、条件付きで単身の方の申込みが可能です(60歳以上や障がいのある方など)。